

江戸川区総合教育会議運営要領

江戸川区総合教育会議（以下「会議」といいます。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」といいます。）に定めるもののほか、この「江戸川区総合教育会議運営要領」（以下「要領」といいます。）に基づき運営することとします。

記

第1 総則

会議は、江戸川区長（以下「区長」といいます。）が設置します。（法第1条の4第1項）

第2 会議の議題

会議においては、次に掲げる事項についての協議並びにこれらについての区長及び江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）の事務の調整を行います。（法第1条の4第1項）

- (1) 江戸川区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及びその変更に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

第3 会議の招集

- 1 会議は、区長が招集します。（法第1条の4第3項）
- 2 教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、区長に対し、会議の招集を求めることができます。（法第1条の4第4項）

第4 会議の構成員等

- 1 会議は、区長及び教育委員会により構成します。（法第1条の4第2項）
- 2 会議には、次に掲げる者を関係職員として出席させることができるものとします。
 - (1) 区長部局関係職員
 - (2) 教育委員会事務局関係職員

第5 意見聴取

会議は、要領第2の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項について意見を聞くことができます。（法第1条の4第5項）

第6 会議の公開

会議は、公開とします。ただし、次に掲げる場合であって、会議において非公開とすべきと決定した場合は、非公開とします。(法第1条の4第6項)

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき。

第7 傍聴

- 1 会議は、傍聴を認めます。ただし、会議を非公開としたときは、傍聴を認めません。
- 2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」といいます。)は、20名をもって定員とし、申込者が定員を超えた場合は、抽選とします。
- 3 傍聴人は、事務局の指定する方法で事前に申込を行うこととします。
- 4 傍聴人は、会議が開催される15分前までに傍聴申込書により申請し、傍聴券の交付を受けなければならないものとします。
- 5 傍聴券は常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還するものとします。
- 6 次に掲げる者は、会議場に入ることができないものとします。
 - (1) 傘、棒、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帶びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
 - (4) 前3号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 7 傍聴人が次に掲げる事項を行ったときは、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じるものとします。
 - (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
 - (3) 鉢巻、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をすること。
 - (4) 飲食又は喫煙をすること。
 - (5) みだりに席を離れ、又は談話をすること。
 - (6) 前各号のほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。
- 8 傍聴人は、会議室において、写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音をしてはならないものとします。ただし、会議の許可を得た者は除きます。

第8 規律

会議場にある者は、静肅を守り、私語その他会議の妨害となる言動を慎むものとします。

第9 議事録

- 1 会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めます。(法第1条の4第7項)

2 議事録には、次に掲げる事項を記載します。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 出席した関係職員の氏名
- (4) 協議及び事務の調整を行った事項
- (5) 前各号のほか、会議において必要と認めた事項

3 会議を非公開としたときは、非公開の趣旨に反しない範囲で概要を作成し公表します。

第 10 調整結果の尊重

会議において事務の調整が行われた事項については、区長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければなりません。(法第 1 条の 4 第 8 項)

第 11 事務局

会議の事務局は、区長部局及び教育委員会事務局が行います。

第 12 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会議に諮り定めるものとします。(法第 1 条の 4 第 9 項)